

平成30年 第10回教育委員会 会議録

日 時	平成30年8月20日（月） 午前10時00分～午前11時38分
場 所	向日市立図書館 研修室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事 務 局	教育部長、副部長文化財調査事務所長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、学校教育課担当課長、教育総務課主幹、学校教育課主幹2名、天文館長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	議案第11号 向日市いじめ防止基本方針について 委員会諸報告 議案第12号 向日市議会平成30年第3回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第9回の会議録の承認について諮る。
	（全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。
	まず、議案第11号「向日市いじめ防止基本方針について」を上程する。
事務局	― 向日市いじめ防止基本方針について ― 「向日市いじめ防止基本方針」については、平成26年8月に施行し、本市におけるいじめの防止対策についての基本的方向性を示し、いじめの早期発見、いじめへの対処等を体系的かつ計画的に行ってきたところである。本市いじめ防止基本方針の改定については、これまでの国の動向を参酌するとともに、京都府いじめ防止基本方針の改定を踏まえたものであり、これまでの方針を大きく変えるものではない。 主な改定内容は、いじめの解消定義が3か月を目安とすること、学校内の組織的対応を具体的に強化することである。 これまでから協議を重ねていた、京都府いじめ防止基本方針にある「幼児期の教育において、いじめの未然防止に係る取組を推進する」については、乳幼児期に直接関わっている本市保育所では、いじめ防止を目的に保育はしていないが、「人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感そして人権を大切に作る心を育てるとともに、自主・自立及び協調の態度を養い道徳性の芽生えを培う」保育をされており、いじめ未然防止へとつながると考えられること、また、本市教育委員会としては、保幼小連携も含め、

	小中学校の取組をもとに「いじめ未然防止」を図ることから、記載しないこととした。 今後、本方針に基づき、各学校とも連携を図る中で一体となって、いじめの防止等に努めてまいりたい。 【質疑等】
委員	重大ないじめが発生している要因ともなっている「コミュニケーション能力の低下」等の解決方法等は記載しないのか。
事務局	「いじめの防止等のための基本的な考え方」で大きくとらえており、詳細まで記載は考えていない。
委員	この方針での家庭の役割に対して、昨今の問題を捉え具体的に記載すべきではないか。
事務局	家庭教育等の基本的な部分は、いじめ防止よりもっと大きな教育の問題であり、今回の方針については記載の必要がないかと思う。 今回追加された、学校におけるいじめの防止などに関する措置について、子ども同士で解決するような軽い事象も「いじめ」として問題提起するのか。
事務局	「軽い」という判断を一人の教師が行うことがないよう、情報共有を行い組織で事案を把握できるように追加したものである。子どもに対しては、「いじめ」という言葉を使わずに指導を行うなど柔軟に対応していく。
委員	いじめの防止基本方針としては具体的に記載されておりこの内容で問題ない。 しかし、前述にもあるように家庭教育等のありかたといった部分については別途検討が必要である。
教育長	議案第 11 号「向日市いじめ防止基本方針について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第 11 号は承認された。 次に、委員会諸報告として「向日市部活動指導方針について」報告願う。
事務局	― 向日市部活動指導方針について ―

	今日まで部活動が果たしてきた教育的意義を踏まえながら、「生徒の健全育成とバランスのとれた学校生活の実現」の観点と「教員の働き方改革」の観点から、部活動指導の適正化を図るとともに、より一層充実・発展することを目的として、基本的な事項や留意点をまとめた。 なお、本方針は「京都府部活動指導指針」を基にしている。 策定のポイントは４点あり、１点目は、体育系及び文化系の部活動全体に係る方針、２点目は、練習時間・休養日の設定、３点目は、「活動方針」・「活動計画」の作成・公表、４点目は、生徒の活動と顧問の勤務時間管理である。 【質疑等】
委員	私立学校の部活動に対しても含まれているのか。
事務局	本方針には含まれていない。
委員	体罰やハラスメント行為等を受けたことについて、生徒からアンケートを聴取しないのか。
事務局	部活動に特化したアンケートは実施していない。教育相談アンケートを年に２回実施しており、そこに学校生活全般のことについて記述する欄を設け聴き取りを行っており、把握に努めている。
教育長	次に、「平成３０年度 中学校総合体育大会結果について」報告願う。
事務局	— 平成３０年度 中学校総合体育大会結果について — 今年度実施されている中学校総合体育大会について、陸上競技及び卓球で全国大会に出場が決定した。また、陸上競技、柔道、卓球、テニス、軟式野球について近畿大会に出場したところである。 また、第２２回日韓青少年夏季スポーツ交流のバスケットボールにおいて、府の選抜に選ばれ出場した。 (質問なし)
教育長	次に、「向日市小学生夏休み作品展について」「向日市中学生美術展及び中学生書道展について」「向日市中学生弁論大会について」報告願う。
事務局	— 向日市小学生夏休み作品展について — — 向日市中学生美術展及び中学生書道展について —

	― 向日市中学生弁論大会について ― 第１５回向日市小学生夏休み作品展、第１６回向日市中学生美術展及び第１２回向日市中学生書道展を同時に開催する。 平成３０年９月７日から９日までの３日間、向日市立文化資料館の２階の研修室で展示を行う。 昨年度までは小学生と中学生の展示会場を分けていたが、成長がわかるよう、一つの会場で展示することとした。 向日市立小学校、中学校から選ばれた代表作品をから市長賞、教育長賞、優秀賞を決定する。市長賞、教育長賞については、平成３０年９月８日イオンモール京都桂川 イオンホールにて表彰を行う。 第１５回向日市中学生弁論大会について、平成３０年９月８日に、昨年度に引き続き今年度もイオンモール京都桂川 イオンホールにて開催する。 昨年度までとは選出の方法を変え、学年を問わず各中学校の代表３名がそれぞれのテーマに合わせた弁論を行うこととした。同日に審査を行い、市長賞、教育長賞、優秀賞を決定し、表彰を行うことは昨年度と同様である。 【質疑等】
委員	弁論大会の持ち時間は決まっているのか。
事務局	一人４分である。
委員	今年度の弁論大会の参加者は、既に決まっているのか。
事務局	各学校で応募は始まっているが、市の教育委員会はまだ出場者の把握はしていない。
委員	弁論大会の審査員の中で「専門家」とあるがどういった方か。
事務局	本年度については、音声言語を専攻している大学の准教授に依頼した。
教育長	次に、議案第１２号「向日市議会平成３０年第３回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」を上程する。 この議案については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)

教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	議案第１２号「向日市議会平成３０年第３回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第１２号は承認された。
教育長	秘密会を解く。
教育長	閉会宣言

平成30年第10回教育委員会

平成30年8月20日（月）

午前10時00分から

向日市立図書館 研修室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

（1）議案第11号 向日市いじめ防止基本方針について

（2）委員会諸報告

- 向日市部活動指導方針について
- 中学校総合体育大会結果について
- 向日市小学生夏休み作品展について
- 向日市中学生美術展及び中学生書道展について
- 向日市中学生弁論大会について

（3）議案第12号 向日市議会平成30年第3回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について

- ・ 向日市学校給食センター設置条例の制定について
- ・ 平成30年度一般会計補正予算案について
- ・ 平成29年度一般会計歳入歳出決算案について

4 閉 会

向日市教育委員会議案第 1 1 号

向日市いじめ防止基本方針について

上記のことについて、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 0 日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

向日市いじめ防止基本方針

(案)



平成 2 6 年 8 月

(平成 3 0 年 8 月改定)

向日市・向日市教育委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・	1
第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向	・ ・ ・ ・	1
1 いじめとは		
2 いじめの防止等のための基本的な考え方		
(1) いじめの防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめへの対処		
(4) 地域や家庭との連携		
(5) 関係機関との連携		
第 2 いじめの防止等のための向日市の対応	・ ・ ・ ・	2
1 いじめの防止等のための向日市における組織等の設置		
(1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置		
(2) 「向日市いじめ防止対策推進委員会」の設置		
2 いじめの防止等のために向日市が実施する施策		
(1) いじめの防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめへの対処		
第 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	・ ・ ・ ・	5
1 学校いじめ防止基本方針の策定		
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織		
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置		
(1) いじめの防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめに対する措置		
(4) いじめが起きた集団への働きかけ		
(5) いじめの解消		
(6) いじめ解消後の継続的な指導		
(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応		
第 4 重大事態への対処	・ ・ ・ ・	9
1 重大事態とは		
2 重大事態発生の報告及び調査		
3 調査を実施する組織		
4 調査の結果を踏まえた措置		
5 再調査及びその結果を踏まえた措置		
(1) 再調査		
(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供		
(3) 再調査の結果を踏まえた措置		
(4) 議会への報告		
第 5 その他の重要事項	・ ・ ・ ・	11

向日市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。

向日市では、市民一人一人が自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深め、互いの人権を尊重するまちづくりを進めている。教育においても、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進しており、これまでから、いじめの防止とその対策に取り組んできたところである。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け、改めて向日市は法第 12 条の規定に基づき、「いじめは決して許されない人権侵害」であり、学校を含めた社会全体の課題であるとの認識のもと、学校・家庭・地域社会が連携し、社会総がかりでいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、向日市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、いじめられていることを相談しにくい心理と、一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。

また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしつかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかしの悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者と情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための向日市の対応

1 いじめの防止等のための向日市における組織等の設置

(1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「乙訓いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を乙訓地域の2市1町共同で設置する。連絡会議の構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、府警察その他の関係者とする。

(2) 「向日市いじめ防止対策推進委員会」の設置

教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「向日市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。

<推進委員会の役割>

- ア 教育委員会の求めに応じ、向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うこと。
- イ 学校におけるいじめに関する通報や相談に対して、必要と認める場合に第三者機関として助言等を行うこと。
- ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行うこと。
- エ 学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。
- オ その他教育委員会が必要と認めること。

推進委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識又は経験を有する者等で構成し、公平性・中立性を確保するよう努める。

2 いじめの防止等のために向日市が実施する施策

(1) いじめの防止

○ 教育活動を通じた豊かな心の育成

学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって受け止め方が異なることもある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。

- ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育
- イ 児童生徒の発達の段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組
- ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や言語活動等の取組
- エ 生命や自然を大切にすると心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

- いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携
教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進する。
- いじめの防止等のための教職員の資質能力向上
全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。
また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。
なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- いじめに関する調査研究等の実施
学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。
また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。
- いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
保護者をはじめ市民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得るよう、広報啓発の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

- 教育相談体制の活用の推進
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会に配置している臨床心理士等の専門家や相談員と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の活用を図るとともに、関係機関と連携し、「家庭児童相談」や「教育相談」「スクールホットライン」また、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。
- 定期的な実態把握
児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聴き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。
- 地域や家庭との連携促進
より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、地域学校協働本部等との連携を図り、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。
各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子

どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。

(3) いじめへの対処

○ 多様な人材の協力等による問題解決に向けた支援

いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに、推進委員会と連携していじめの解消を図る。

また、解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。

○ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい形態のいじめもある。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。

また、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するための京都府教育委員会によるネットパトロールなども活用し、インターネット上のいじめに対処する。

○ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を図る。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第 22 条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的かつ実効的に対応できる体制とする。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について P D C A サイクルで検証する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作るよう努める。

さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。

加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

あわせて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

<いじめの発見に向けた心構え>

教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしの悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。

そのため、何よりも、児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。

<相談対応時の心構え>

さらに、教職員は、児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒がいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童

生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(6) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(8) 学校評議員や関係機関等との連携

学校評議員や関係機関等に対し、学校は当該学校のにじめに係る状況及び対策について情報提供し、連携・協働による取組を進める。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態発生の報告及び調査

いじめの重大事態については、向日市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に、速やかに報告する。

この場合、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行う。

3 調査を実施する組織

重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査主体は、教育委員会が判断する。

学校が調査主体となる場合は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。

教育委員会が調査主体となる場合は、推進委員会が調査を実施する。

4 調査の結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は、市長に報告する。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

さらに、学校で発生した重大事態について教育委員会は、調査組織からの調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

5 再調査及びその結果を踏まえた措置

(1) 再調査

学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について速やかに専門的知識又は経験を有する第三者等による組織を設けるなどして、再調査を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

学校で発生した重大事態について市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態

と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 議会への報告

市長は、学校における再調査の結果について、議会に報告する。

第5 その他の重要事項

向日市は、国・府の動向等も踏まえ、必要があると認められるときは、基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
はじめに いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。 また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。 向日市では、市民一人一人が自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深め、互いの人権を尊重するまちづくりを進めている。教育においても、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進しており、これまでから、いじめの防止とその対策に取り組んできたところである。 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、改めて向日市は法第12条の規定に基づき、「いじめは決して許されない人権侵害」であり、学校を含めた社会全体の課題であるとの認識のもと、学校・家庭・地域社会が連携し、社会総がかりでいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、向日市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定する。 第1 いじめの防止等に対する基本的な方向 1 いじめとは 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。	はじめに いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。 また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。 向日市では、市民一人一人が自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深め、互いの人権を尊重するまちづくりを進めている。教育においても、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進しており、これまでから、いじめの防止とその対策に取り組んできたところである。 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、改めて向日市は法第12条の規定に基づき、「いじめは決して許されない人権侵害」であり、学校を含めた社会全体の課題であるとの認識のもと、学校・家庭・地域社会が連携し、社会総がかりでいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、向日市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定する。 第1 いじめの防止等に対する基本的な方向 1 いじめとは 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。	府に合わせて 文言修正

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
その際、いじめられていることを相談しにくい心理と、一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。 2 いじめの防止等のための基本的な考え方 (1)いじめの防止 いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。 また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。 さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。 なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。 (2)いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。	<u>また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u> その際、いじめられていることを相談しにくい心理と、一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。 2 いじめの防止等のための基本的な考え方 (1)いじめの防止 いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。 また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。 さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。 なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。 (2)いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。	府に合わせて文言追加 心理例の記述なし。

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。 また、何気ない冷やかしさや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。 そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持続することが重要である。 (3)いじめへの対処 いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。 このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。 (4) 地域や家庭との連携 社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。 (5) 関係機関との連携 いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。 このため、平素から、関係機関の担当者と情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。	特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。 また、何気ない冷やかしさや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持続することが重要である。 (3)いじめへの対処 いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。 このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。 (4) 地域や家庭との連携 社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。 (5) 関係機関との連携 いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。 このため、平素から、関係機関の担当者と情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。	

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
第2 いじめの防止等のための向日市の対応 1 いじめの防止等のための向日市における組織等の設置 (1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「乙訓いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を乙訓地域の2市1町共同で設置する。 連絡会議の構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、府警察その他の関係者とする。 (2) 「向日市いじめ防止対策推進委員会」の設置 教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「向日市いじめ防止対策推進委員会(以下「推進委員会」という。）」を設置する。 <推進委員会の役割> ア 教育委員会の求めに応じ、向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うこと。 イ 学校におけるいじめに関する通報や相談に対して、必要と認める場合に第三者機関として助言等を行うこと。 ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行うこと。 エ 学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。 オ その他教育委員会が必要と認めること。 推進委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識又は経験を有する者等で構成し、公平性・中立性を確保するよう努める。	第2 いじめの防止等のための向日市の対応 1 いじめの防止等のための向日市における組織等の設置 (1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「乙訓いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を乙訓地域の2市1町共同で設置する。 連絡会議の構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、府警察その他の関係者とする。 (2) 「向日市いじめ防止対策推進委員会」の設置 教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「向日市いじめ防止対策推進委員会(以下「推進委員会」という。）」を設置する。 <推進委員会の役割> ア 教育委員会の求めに応じ、向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うこと。 イ 学校におけるいじめに関する通報や相談に対して、必要と認める場合に第三者機関として助言等を行うこと。 ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行うこと。 エ 学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。 オ その他教育委員会が必要と認めること。 推進委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識又は経験を有する者等で構成し、公平性・中立性を確保するよう努める。	(3) 「京都府いじめ調査委員会」の設置の記述なし

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
2 いじめの防止等のために向日市が実施する施策 (1) いじめの防止 ○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって受け止め方が異なることもある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。 ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道德教育 イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組 ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や言語活動等の取組 エ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動 ○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携 教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家との連携を図る取組を推進する。 ○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上 教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。 また、心理や福祉の専門家等と連携し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。	2 いじめの防止等のために向日市が実施する施策 (1) いじめの防止 ○ <u>教育活動</u>を通じた豊かな心の育成 学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって受け止め方が異なることもある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成し、<u>いじめを防止</u>するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。 ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道德教育 イ 児童生徒の発達<u>の</u>段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組 ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や言語活動等の取組 エ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動 ○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携 教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、<u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</u>、教員・警察官経験者等<u>いじめの防止等のための専門的知識を有する者</u>との連携を図る取組を推進する。 ○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上 <u>全ての教職員が法の内容を理解し</u>、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。 また、<u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</u>等の専門性を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。	府に合わせて 文言修正 府記述の「幼児期の教育」については、記述しない。 府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言追加 これまで記載なしであったが、教

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
○ いじめに関する調査研究等の実施 学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。 また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。 ○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発 保護者をはじめ市民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得よう、広報啓発の充実を図る。 (2) いじめの早期発見 ○ 教育相談体制の活用の推進 教育委員会に配置している臨床心理士等の専門家や相談員による、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の活用を図るとともに、関係機関と連携し、「家庭児童相談」や「教育相談」「スクールホットライン」また、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。 ○ 定期的な実態把握 児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。 ○ 地域や家庭との連携促進 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校支援地域本部等との連携を図り、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。 各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるととも	<u>なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。</u> ○ いじめに関する調査研究等の実施 学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。 また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。 ○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発 保護者をはじめ市民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得よう、広報啓発の充実を図る。 (2) いじめの早期発見 ○ 教育相談体制の活用の推進 <u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</u>、教育委員会に配置している臨床心理士等の専門家や相談員と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の活用を図るとともに、関係機関と連携し、「家庭児童相談」や「教育相談」「スクールホットライン」また、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。 ○ 定期的な実態把握 児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや<u>聴き取り</u>調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。 ○ 地域や家庭との連携促進 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、<u>地域学校協働本部</u>等との連携を図り、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。 各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるととも	職員の対応が問題とされる事例もあり、今回は府に合わせて記載 府の修正及び市のSC,SSW等の配置に合わせて文言修正 府に合わせて文言修正 府に合わせて文言修正

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
に、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。 (3) いじめへの対処 ○ 関係機関や外部人材の協力による問題解決に向けた支援 いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに、推進委員会と連携していじめの解消を図る。 また、解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。 ○ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応 インターネット利用の増加に伴うネットいじめの増加や、SNSの普及に伴う発見しにくい新しい形態のいじめに対応するため、学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。 また、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するための京都府教育委員会によるネットパトロールなども活用し、インターネットを通じて行われるいじめに対処する。 ○ 学校相互間の連携協力体制の整備 いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を図る。	に、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。 (3) いじめへの対処 ○ <u>多様な人材の協力等</u>による問題解決に向けた支援 いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに、推進委員会と連携していじめの解消を図る。 また、解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。 ○ インターネットや<u>スマートフォン等</u>を利用したいじめ（<u>インターネット上のいじめ</u>）への対応 <u>スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。</u>また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）<u>を利用した</u>閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい形態のいじめも<u>ある</u>。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。 また、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するための京都府教育委員会によるネットパトロールなども活用し、インターネット<u>上の</u>いじめに対処する。 ○ 学校相互間の連携協力体制の整備 いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を図る。	府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言修正

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。 また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。 なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮する。 1 学校いじめ防止基本方針の策定 各学校は、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ対策組織」という。)を置く。 いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とする。 特に、いじめであるかどうかの判断を組織的に行うため、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担えるよう、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まず全て当該組織に報告・相談するとともに、いじめ対策組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。	第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。 また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。 なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮する。 1 学校いじめ防止基本方針の策定 各学校は、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 法第22条に基づき、<u>いじめの防止等</u>に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ対策組織」という。)を置くものとする。 いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報<u>を共有し</u>、共有された情報を基に組織的<u>かつ実効的</u>に対応できる体制とする。 特に、<u>事実関係の把握</u>、いじめであるか<u>否か</u>の判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、<u>抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに</u>全て当該組織に報告・相談するとともに、<u>当該組織</u>に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。 <u>あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、</u>	府にある策定に係る留意点、学校基本方針の内容の例は前回同様記述しない。 府に合わせて文言修正 府に合わせて文言修正 府に合わせて文言修正 府に合わせて文言追加(一部修正)

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する。	<u>個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。</u> また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する。	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。	3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に<u>当たる</u>。	府に合わせて 文言修正
(1) いじめの防止 いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止に取り組む。 また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作るよう努める。 加えて、児童会・生徒会において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。	(1) いじめの防止 いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止<u>の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動</u>に取り組む。 また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作るよう努める。 <u>さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。</u> <u>加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。</u>	府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言追加

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
(2) いじめの早期発見 いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。 あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。	<u>あわせて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</u> (2) いじめの早期発見 いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に<u>努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。</u> <u>また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。</u> あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。 <u><いじめの発見に向けた心構え></u> <u>教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。そのため、何よりも、児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。</u> <u><相談対応時の心構え></u> <u>さらに、教職員は、児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒がいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいて</u>	府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言追加 府に合わせて 文言追加

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
(3) いじめに対する措置 いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。 また、いじめの事実を確認した場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的に被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。 これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。 (4) いじめが起きた集団への働きかけ いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。	<u>ほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。</u> (3) いじめに対する措置 <u>いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。</u> <u>また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。</u> <u>さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</u> <u>また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。</u> これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。 (4) いじめが起きた集団への働きかけ いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。	府に合わせて文言修正 府に合わせて文言追加 (前回は入っていないが、具体例として記載する)

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。 (6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。	また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。 <u>(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応</u> <u>インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。</u> <u>また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。</u> インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。	府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言追加

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
第4 重大事態への対処 1 重大事態とは 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。 ○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。 また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。 2 重大事態発生の報告及び調査 いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に、速やかに報告する。	<u>(8) 学校評議員や関係機関等との連携</u> <u>学校評議員や関係機関等に対し、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供し、連携・協働による取組を進める。</u> 第4 重大事態への対処 1 重大事態とは 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。 ○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。 また、児童生徒や保護者から、<u>いじめにより重大な被害が生じた</u>という申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。<u>児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</u> 2 重大事態発生の報告及び調査 <u>いじめの重大事態については、向日市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。</u> いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に、速やかに報告する。	府に合わせて 一部文言追加 (府では地域学校 協働本部、民生 委員や町内会等 の地域の関係団 体等の記載があ るが、地域の状 況に合わせる) 府に合わせて 文言修正 府に合わせて 文言追加

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
この場合、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、明確にするための調査(以下「重大事態の調査」という。)を行う。 3 調査を実施する組織 重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査主体は、教育委員会が判断する。 学校が調査主体となる場合は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。 教育委員会が調査主体となる場合は、推進委員会が調査を実施する。 4 調査の結果を踏まえた措置 調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。 また、調査結果は、市長に報告する。 その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。 さらに、学校で発生した重大事態について教育委員会は、調査組織からの調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 5 再調査及びその結果を踏まえた措置 (1) 再調査 学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態	この場合、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、明確にするための調査(以下「重大事態の調査」という。)を行う。 3 調査を実施する組織 重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査主体は、教育委員会が判断する。 学校が調査主体となる場合は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。 教育委員会が調査主体となる場合は、推進委員会が調査を実施する。 4 調査の結果を踏まえた措置 調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。 また、調査結果は、市長に報告する。 その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。 さらに、学校で発生した重大事態について教育委員会は、調査組織からの調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 5 再調査及びその結果を踏まえた措置 (1) 再調査 学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態	

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新) 改定案	備考
と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について速やかに専門的知識又は経験を有する第三者等による組織を設けるなどして、再調査を行う。 (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供 再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。 (3) 再調査の結果を踏まえた措置 学校で発生した重大事態について市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 (4) 議会への報告 市長は、学校における再調査の結果について、議会に報告する。	と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について速やかに専門的知識又は経験を有する第三者等による組織を設けるなどして、再調査を行う。 (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供 再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。 (3) 再調査の結果を踏まえた措置 学校で発生した重大事態について市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 (4) 議会への報告 市長は、学校における再調査の結果について、議会に報告する。	
第5 その他の重要事項 向日市は、基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・府の動向等も踏まえ、必要があると認められるときは、基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。	第5 その他の重要事項 向日市は、<u>国・府の動向等も踏まえ、必要があると認められるときは</u>、基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。	府に合わせて 文言修正 (見直し時期 の目途を削除)

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新)	
目 次 はじめに 1 第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向 2 1 いじめとは 2 いじめの防止等のための基本的な考え方 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処 (4) 地域や家庭との連携 (5) 関係機関との連携 第 2 いじめの防止等のための向日市の対応 4 1 いじめの防止等のための向日市における組織等の設置 (1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置 (2) 「向日市いじめ防止対策推進委員会」の設置 2 いじめの防止等のために向日市が実施する施策 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処 第 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 7 1 学校いじめ防止基本方針の策定 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめに対する措置 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) いじめ解消後の継続的な指導	目 次 はじめに 1 第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向 1 1 いじめとは 2 いじめの防止等のための基本的な考え方 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処 (4) 地域や家庭との連携 (5) 関係機関との連携 第 2 いじめの防止等のための向日市の対応 2 1 いじめの防止等のための向日市における組織等の設置 (1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置 (2) 「向日市いじめ防止対策推進委員会」の設置 2 いじめの防止等のために向日市が実施する施策 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処 第 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 5 1 学校いじめ防止基本方針の策定 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめに対する措置 (4) いじめが起きた集団への働きかけ <u>(5) いじめの解消</u> <u>(6) いじめ解消後の継続的な指導</u>	府に合わせて追加

向日市いじめ防止基本方針(旧)	向日市いじめ防止基本方針(新)	
(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応 第4 重大事態への対処 10 1 重大事態とは 2 重大事態発生の報告及び調査 3 調査を実施する組織 4 調査の結果を踏まえた措置 5 再調査及びその結果を踏まえた措置 (1) 再調査 (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供 (3) 再調査の結果を踏まえた措置 (4) 議会への報告 第5 その他の重要事項 12	<u>(6)</u> インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応 第4 重大事態への対処 9 1 重大事態とは 2 重大事態発生の報告及び調査 3 調査を実施する組織 4 調査の結果を踏まえた措置 5 再調査及びその結果を踏まえた措置 (1) 再調査 (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供 (3) 再調査の結果を踏まえた措置 (4) 議会への報告 第5 その他の重要事項 11	

諸報告資料

向日市部活動指導方針について

平成 30 年 8 月 20 日
学校教育課 指導係

別紙のとおり策定しましたので報告します。

向日市部活動指導方針

平成30年8月
向日市教育委員会

はじめに

中学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられています。また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されています。さらに、平成29年3月に告示された新学習指導要領（中学校）では、「持続可能な運営体制が整えられるようにする」ことが新たに追記されています。

部活動は学級や学年の枠を超えて、生徒が組織し、活動を展開することにより、生徒が、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大変有意義な活動と言えます。また、部活動は生徒のよりよい学校生活を一層促進し、生徒や保護者の学校への信頼や期待をより高めるとともに、学校全体における一体感の醸成にもつながるものとして、我が国の学校教育においては、人間形成の観点からも大きな役割を果たしてきました。

体育系部活動は、体力や技術の向上を図るとともに、競技力の面でスポーツの振興を支えてきており、文化系部活動においても文化の振興に大きく寄与してきたことは言うまでもありません。

しかしながら、中学校の部活動を指導する教員において、部活動指導による長時間勤務が物理的負担の要因となるとともに、競技未経験の教員による顧問配置は、技術指導面での精神的な負担になっています。また生徒においても、適切な休養日が明確に設定されていない状況下での活動は、バランスのとれた生活や成長の面からも身体的・精神的な負担になっていることが指摘されています。

このため、向日市教育委員会では、国の動向を踏まえるとともに、平成30年4月に策定された「京都府部活動指導指針」を基に、練習時間や休養日の設定を明確にするなど、部活動の適切な指導、大会・発表会等の精選、部活動指導員の活用等について、各学校における部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として、部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた部活動指導方針を策定しました。

各学校における部活動の指導については、本方針に基づき管理職のみならず、全ての教職員の共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、各部の特性・特徴を生かした適切かつ効果的な活動が行われるとともに、部活動を通して生徒一人一人が心身ともに成長し、豊かな人間性が育まれ、将来の充実した人生に繋がっていくよう願っています。

平成30年8月 向日市教育委員会

目 次

部活動指導方針

部活動の意義

1 練習時間・休養日の設定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(1) 練習時間・休養日の設定

(2) 活動計画（年間・月間）

2 指導の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(1) 適切な指導

(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止

ア 体罰

イ ハラスメント行為等

(3) 安全管理と事故防止

ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止

イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理

3 スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項・・・・・・・・・・ 3

(1) 部活動指導員

(2) 外部指導者

4 今後の部活動運営の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(1) 学校全体での部活動マネジメントの確立

(2) 指導体制

ア 顧問の指導上の留意点

イ 顧問の複数配置

ウ 顧問の勤務時間管理

(3) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

(4) 家庭及び地域等との連携

部活動指導方針

本方針は、中学校における体育系及び文化系の部活動全体に係る方針である。

部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

1 練習時間・休養日の設定等

部活動指導においては、体育系・文化系を問わず、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに指導方針・活動計画（年間・月間）を作成し、校長からの活動承認を受けることが重要である。

(1) 練習時間・休養日の設定

ア 練習時間

- 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度であること。
- 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

イ 休養日

- 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。
- 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。

ウ その他

- 練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し設定することが重要であり、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定すること。
- 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いであるとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。

(2) 活動計画（年間・月間）

- 部活動の活動方針及び活動計画において、部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成すること。
- 活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。
- 練習や大会参加等の計画的なスケジュールを設定・管理をするために、活動方針・活動計画は、必ず管理職による事前の承認を受けること。

2 指導の在り方

(1) 適切な指導

- 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。
- 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。
- 発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導に当たること。
- 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。
- 少子化や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けること。

(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止

部活動は、閉鎖的な状況での活動となりがちであるが、生徒の自主的な活動であることを踏まえて実施されるべきものであり、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないように十分留意しなければならない。

また、体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。

さらに、体罰等を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築しなければならない。

ア 体罰

- 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん懲戒としての体罰も禁止である。
- 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。
- 体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。

イ ハラスメント行為等

- セクシュアル・ハラスメント
指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。
- パワー・ハラスメント
指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。

(3) 安全管理と事故防止

ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止

- 計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習

得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。

- 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。
- 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。
- やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理

- 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。
- 熱中症対策
「暑さの指数」をチェックすること。（WBGT測定器の活用等）
- 気象変化対策
落雷（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。

3 スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項

学校は、学校の実態に応じ、スキルアップコーチ等を活用の際は、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校との連携を深め、相互に情報共有しながら指導すること。

学校及び顧問は、指導をスキルアップコーチ等に任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を密にして指導すること。また、指導において必要な時には、スキルアップコーチ等に対して適切な指示を行うとともに、指導や健康管理において地域のスポーツドクターやトレーナー等の専門的な地域人材等とも連携しながら部活動を運営する視点をもつこと。

（※スキルアップコーチとは、京都府における部活動指導員及び外部指導者の総称である。）

(1) 部活動指導員

- 部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行うこと。
- 技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用すること。
- 学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施すること。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施すること。

(2) 外部指導者

- 校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行うこと。

4 今後の部活動運営の在り方

(1) 学校全体での部活動マネジメントの確立

- 校長は、本方針に則り、校内で策定した「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」等を公表（学校のホームページ等）するとともに、活動状況の把握を行うこと。
- 校長の理解とリーダーシップのもと、部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。
- 学校内に部活動検討委員会を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。
- 校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実すること。
- 学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。
- 必要に応じて、技術的な指導や援助等について、スキルアップコーチ等の活用を検討すること。

(2) 指導体制

ア 顧問の指導上の留意点

- 顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定すること。
- 効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用すること。

イ 顧問の複数配置

- 主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう学校体制や部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。
- 部活動が指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう管理職や他の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開放的な活動にすること。
- 部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。

ウ 顧問の勤務時間管理

校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携やスキルアップコーチ等の活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。

(3) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

- 校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。

(4) 家庭及び地域等との連携

- 各部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得ること。
- 定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。
- 地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得ること。

平成30年度 中学校総合体育大会結果について

平成30年8月20日
学校教育課 指導係

<全国大会出場> 実施期間（8月18日～25日）

■陸上競技

- ・女子100m、200m **西ノ岡（3年女子）**
（府大会優勝）（通信陸上大会全国標準記録クリア）
- ・男子砲丸投 **勝山（3年男子）**
（通信陸上大会全国標準記録クリア）
- ・女子4×100mリレー **西ノ岡**
（府大会優勝）

■卓球

- ・男子個人 **勝山（3年男子）**（近畿大会ベスト12）

<近畿大会出場> 実施期間（8月4日～10日）

■陸上競技

- ・3年100m **西ノ岡（3年女子）**（府大会優勝）
- ・共通砲丸投 **勝山（3年男子）**（府大会3位）
- ・共通800m **勝山（3年男子）**（府大会2位）
- ・共通四種競技 **勝山（3年男子）**（府大会2位）
- ・共通4×100mリレー **西ノ岡**（府大会優勝）

■柔道

- ・女子70kg超級 **西ノ岡（2年女子）**（府大会2位）

■卓球

- ・男子個人 **勝山（3年男子）**（府大会優勝）

■テニス

- ・女子個人 **寺戸（3年女子）**（府大会ベスト8）

■軟式野球

- ・**寺戸**（府大会優勝）

<その他大会>

<第22回日韓青少年夏季スポーツ交流>

（実施期間8月13日～19日）

■バスケットボール

- ・**西ノ岡（3年男子）**（府代表選抜）

第 15 回向日市小学生夏休み作品展について

平成 30 年 8 月 20 日
学校教育課 指導係

以下のとおり開催しますので、報告します。

1 趣 旨

- (1) 自由研究や工作等の作品の制作を通して、児童に自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考える力を育成するとともに、豊かな情操を養う。
- (2) 作品展を通して、児童の作品制作への真摯な姿等を市民に広く啓発する。

2 日 時 < 3 日間開催 >

平成 30 年 9 月 7 日（金）午後 1 時 30 分から同 6 時まで
平成 30 年 9 月 8 日（土）午前 10 時から午後 6 時まで
平成 30 年 9 月 9 日（日）午前 10 時から午後 3 時まで

3 場 所 向日市文化資料館 2 階 研修室

4 主 催 向日市教育委員会

5 応募対象 向日市立小学校児童（1 年生から 6 年生）

6 応募内容

- (1) 自由研究部門
 - ・ 研究内容を、模造紙（1 枚分まで）、画用紙等に文・絵・図・写真などで表現したもの
自然の観察、飼育、栽培の記録、実験等を行い、まとめたもの
向日市の産業や歴史等について調べ、まとめたもの 等
- (2) 工作部門
 - ・ 作品の長さ、幅、高さなどがそれぞれ 1 m を超えない程度のもの
木、紙、金属など身近な素材を活かして制作した工作、手芸 等 （絵画は含まない。）

※ 児童が自力で研究・制作したものに限る。（市販のセットや半完成品は不可）

7 応募点数等

- (1) 各学校の出品数は、各部門において学年 1 点とする。
工作部門 3 6 点 研究部門 3 6 点 出品数計 7 2 点
- (2) 児童 1 人につき出品は 1 点までとする。（事前に学校で選考したものを出品する。）
- (3) 作品右下に出品票を添付する。

8 実施内容

- (1) それぞれの部門ごと、学年ごとに審査を行い、市長賞、教育長賞、優秀賞を与える。
（出品作品は全て入選以上とする。）
- (2) 表彰は、9 月 8 日（土）弁論大会に先立ち行う。（市長賞・教育長賞）
- (3) 入賞作品は向日市まつりの会場で展示する。（市長賞、教育長賞）

9 審査員

京都西山高等学校美術科教員、向日市校長会、向日市教頭会、向日市教務主任会、指導主事

第 16 回向日市中学生美術展及び第 12 回向日市中学生書道展について

平成 30 年 8 月 20 日
学校教育課 指導係

以下のとおり開催しますので、報告します。

1 目 的

(1) 美術の部

- ・ 表現活動を通して、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育てるとともに、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。
- ・ 学習成果である作品の展示を通して、日々の学習活動に対する市民の理解を深める機会とする。

(2) 書道の部

- ・ 表現活動を通して、創造活動の喜びを味わい、書を愛好する心情を育てるとともに、日本の伝統文化を愛し、尊重する態度を育てる。
- ・ 学習成果である作品の展示を通して、日々の学習活動に対する市民の理解を深める機会とする。

2 主 催

向日市教育委員会

- 3 日 時 平成 30 年 9 月 7 日（金）午後 1 時 30 分から同 6 時まで
 平成 30 年 9 月 8 日（土）午前 10 時から午後 6 時まで
 平成 30 年 9 月 9 日（日）午前 10 時から午後 3 時まで

- 4 場 所 向日市文化資料館 2 階 研修室

5 参加者及び作品数

- (1) 向日市立中学校生徒
(2) 美術の部：各学校において各学年 3 点（計 27 点）
 書道の部：各学校において各学年 3 点（計 27 点）

6 実施内容

- (1) 審査を行い、各部門、各学年ごとに市長賞、教育長賞、優秀賞を与える。
 （出品作品は全て入選以上とする。）
(2) 表彰は、9 月 8 日（土）に弁論大会に先立ち行う。（市長賞・教育長賞）
(3) 入賞作品は向日市まつりの会場で展示する。（市長賞・教育長賞）

7 審査員

美術の部：京都西山高校美術科教員、各中学校美術科教員、指導主事
書道の部：向陽高校芸術科教員、各中学校国語科教員、指導主事

第 15 回向日市中学生弁論大会について

平成 30 年 8 月 20 日
学校教育課 指導係

以下のとおり開催しますので、報告します。

1 目 的

- ・ 生徒に「ことばの力」をはぐくみ、広い視野と柔軟な発想を持ち、筋道を立てて物事を考え、正しく伝える力を身に付けさせる。
- ・ 中学生が日々感じていること、未来に向けての夢や希望などの発表をとおして、他者や社会との関わりについて考える契機とするとともに、日々の学習活動に対する市民の理解を深める機会とする。

2 主 催

向日市教育委員会

3 後 援

向日市青少年健全育成連絡協議会 向日市 P T A 連絡協議会

4 日 時 平成 30 年 9 月 8 日（土） 午後 1 時 15 分～同 3 時 30 分

5 場 所 イオンモール京都桂川 イオンホール

6 参加者

- (1) 向日市立中学校生徒
- (2) 各学校において 3 名（計 9 名）

7 実施内容

- (1) スピーチ部門で実施する。

テーマ・・・自由テーマ

（例示） 「仲間について」「部活について」
「自然について」「夢について」
「向日市の文化・歴史遺産について」
「ふるさと向日市について」
「将来の向日市について」 等

- (2) 審査を行い、市長賞、教育長賞、優秀賞の表彰をする。

8 審査員

学識経験者・専門家、京都西山高等学校国語科教員、向陽高等学校国語科教員、向日市校長会